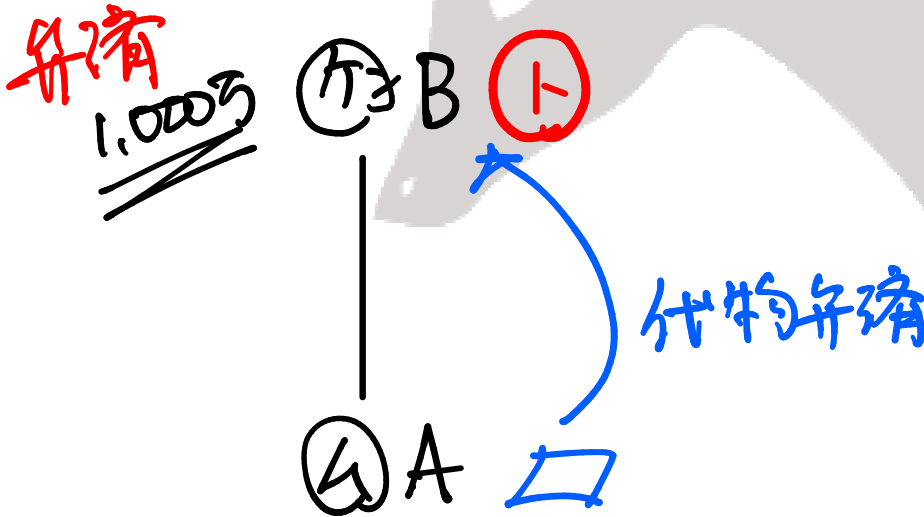


代物弁済 H12-09-1 <<#360>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bに対する金銭債務について、代物弁済をするAが、不動産の所有権をもって代物弁済の目的とする場合、Bへの所有権移転登記その他第三者に対する対抗要件を具備するため必要な行為を完了しなければ、弁済としての効力は生じない。



【答え】 正しい

《ポイント》 代物弁済

弁済をすることができる者(以下「弁済者」という。)が、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。(民法 482 条)

⇒ 「他の給付」が所有権の移転である場合には、対抗要件を具備しなければ代物弁済による債務消滅の効果が生じない。(最判昭 60.12.20)

ト 物転